

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしい活動を行っている企業を「子育て支援企業」として認定するために必要な事項を定めることにより、企業の子育て支援への取組意欲を高めるとともに、その取組事例を広く紹介することにより、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象企業)

第3条 子育て支援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。
- (2) 次に掲げる項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。
 - ア 従業員に対する家庭と仕事の両立支援
 - イ 地域での企業活動や子育て活動との協働による支援

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。その際、必要に応じて名古屋市子育て支援企業認定審査会条例（以下「条例」という。）第1条の規定により設置する名古屋市子育て支援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聞くことができる。

- (1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
- (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けようとした企業
- (3) 過去3年間に、労働関係法令に違反する重大な事実がある企業
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業

(認定範囲)

第4条 前条に規定する子育て支援企業として認定する企業の認定範囲は、企業単位とする。

(募集及び申請)

第5条 子育て支援企業の認定を受けようとする企業の代表者は、子育て支援企業認定（新規・更新）申請書（第1号様式）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等（以下「説明資料等」という。）を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定審査会の所掌事務等）

第6条 条例第2条に規定する子育て支援を行う企業の認定に関する事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2項に関する事。
 - (2) 第7条に関する事。
 - (3) 第10条第2項に関する事。
 - (4) 第12条第1項に関する事。
 - (5) 第13条第2項に関する事。
 - (6) その他子育て支援企業認定・表彰制度に関する事。
- 2 条例第4条に定める委員のうち、一部は公募するものとする。
 - 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。

（認定審査等）

第7条 子育て支援企業の認定は、認定審査会の意見を受けて、市長が行う。

- 2 認定審査会は、別表（認定基準）に基づき認定申請書及び説明資料等を審査し、その審査結果について市長に意見を述べるものとする。

（認定証の交付等）

第8条 市長は、子育て支援企業として認定した企業に、子育て支援企業認定証及び認定プレートを交付する。

- 2 子育て支援企業は、認定マーク（第2号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。
- 3 前項に規定する認定マークの使用を希望する子育て支援企業は、認定マーク使用届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）

第9条 子育て支援企業は、次の各号に掲げる場合には、子育て支援企業申請事項（変更・廃止）届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した子育て支援に関する取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（確認調査）

第10条 市長は、企業に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

- 2 市長は、前項の聞き取り調査又は現地調査の結果、取組内容又はその実施状況に大きな変更があったとき等には、認定審査会の審査に付することができる。

(認定の更新)

第11条 子育て支援企業は、新規認定後3年目に第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

- 2 前項により認定を更新した子育て支援企業は、以後、5年ごとに第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けたとき。
 - (3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 第3条第2項第3号及び第4号に該当することとなったとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第3号及び第4号に該当していたことが判明したとき。
- 2 第1項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認定を申請することができない。

(表彰)

第13条 市長は、子育て支援企業として認定を受けた企業のうち、特に優れた取組を実施している企業を表彰することができる。

- 2 表彰を受ける企業の選考は、認定審査会の意見を受けて、市長が行うものとする。
- 3 市長表彰状の贈呈の期日、場所、員数等は別に定める。
- 4 贈呈は表彰状及び記念品を授与する。この場合において、表彰状の文面は別に定める。

(広報)

第14条 市は、子育て支援企業として認定を受けた企業の子育てにやさしい取組事例について、市公式ウェブサイト等により普及啓発に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に関する事務は、子ども青少年局企画経理課が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、子育て支援企業認定・表彰制度に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

2 最初に依頼される認定審査会の委員の任期は、第6条第4項本文の規定にかかわらず、平21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱に基づく名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度の手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの要綱による改正前の名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第11条の規定に基づき認定の更新の手続を行った企業の認定の更新の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(認定基準)

取組分野	取組項目	配点	
			中小企業 加算*
子育て支援に関する理念・方針	子育て支援に対する考え方や組織体制等についてヒアリング審査を行います	—	—
子育て支援に関する独自の取り組み等	当該取り組みを実施するに至った経緯や効果、工夫している点や配慮している点等についてヒアリング審査を行います	—	—
1 従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 従業員支援 (配点50点)	(1) 両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	2	—
	(2) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) ・育児休業(休業後は原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている場合に限る) ・産前・産後休暇 ・子の看護休暇	6	2 ※左記の1つ以上該当する場合
	(3) 次のいずれか又は全ての制度が利用できる(各2点) ・法定を超える短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げによる勤務(時差勤務) ・テレワーク、在宅勤務制度	8	2 ※左記の1つ以上該当する場合
	(4) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) ・所定外労働の制限 ・法定時間外労働の制限 ・深夜業の制限	6	2 ※左記の1つ以上該当する場合
	(5) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	2	—
	(6) 時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	2	—
	(7) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している	2	2
	(8) 産休・育児中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している	2	—
	(9) 男性の育児参加を促進する制度や取り組みを実施している(年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く)	2	—
	(10) 過去3年間に男性の育児休業の取得実績がある	2	2
	(11) 子育て支援出前講座(名古屋市子ども青少年局)を受講している又は親学推進協力企業(名古屋市教育委員会)に登録している	2	—
	(12) 妊娠前から出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある(制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること)	2	—
	(13) 上記(1)～(12)以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠前から出産・育児に関する制度がある	2	—
2 地域での企業活動や 子育て活動との 協働による支援 地域貢献 (配点41点) *名古屋市内での 取り組みや名古屋 市民を対象にした 取り組みに限る	(1) 子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	3	—
	(2) なごや未来っ子応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している	3	—
	(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	3	—
	(4) 赤ちゃんの駅として登録している	2	—
	(5) マタニティマークを表示している	2	—
	(6) 子ども向けホームページやパンフレット等を作成している	3	—
	(7) こども110番の家に協力している	3	—
	(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(部屋、駐車場等)を提供している	3	—
	(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している	3	—
	(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	3	—
	(11) インターンシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている	3	—
	(12) 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	3	—
	(13) 行政との協働による子育て支援事業(子育て支援に関する講演会、シンポジウム等)を実施(協力)している	3	—
	(14) 企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的実施している	2	—
	(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的実施している	2	—
3 その他 (他制度における 取り組み等) (配点9点)	(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(ぐるみん認定・トライぐるみん認定)を受けている	2	—
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナぐるみん認定)を受けている	2	—
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している(従業員100人以下の企業に限る)	5	—

※中小企業加算は、従業員300人以下の企業が対象です。

《留意事項》

- ◆おおよそ過去3年間の取り組みを記入してください。
- ◆従業員支援、地域貢献の各項目で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- ◆取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。(該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。

子育て支援企業認定（新規・更新）申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

生年月日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、子育て支援企業の認定について、次のとおり申請します。

1 事業所の概要

事業所の所在地	〒 ー		
フリガナ			
事業所の名称			
事業区分(注)		資本金又は出資金	万円
従業員数	市内の事業所	人	内女性 人
	企業全体	人	内女性 人
記入担当者の所属及び氏名			
電話			
電子メール			

注 太枠部分の内容は認定された際には公表させていただく場合があります。

事業区分…事業所が該当する記号を、下から選んで記入してください。

- A. 農林水産業 B. 建設業 C. 製造業 D. 電気・ガス・熱供給・水道業 E. 情報通信業
F. 運輸業 G. 卸売・小売業 H. 金融・保険業 I. 不動産業 J. 宿泊・飲食業
K. 教育、学習支援業 L. 医療、福祉 M. サービス業 (他に分類されないもの) N. その他

2 子育て支援に関する理念・方針、取組内容等

(別紙1、2、3のとおり)

3 欠格事項に該当しないことの確認

名古屋市子育て支援企業認定・表象制度実施要綱第3条第2項の規定に該当しません。

※ 該当しないことを確認し、にチェックを入れてください。該当する場合、子育て支援企業として認定しません。また、認定決定後にその旨が判明したときは、認定を取消します。

※ 上記要綱第3条第2項の事由を確認する必要がある場合には、申請者の欄に記載されている情報を関係機関に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別紙1-1)子育て支援に関する理念・方針等<新規>

【事業所名称: _____】

《留意点(別紙1-1、2、3共通)》

必ずご確認ください。

- (1) おおむね過去3年間の取り組みを記入してください。
- (2) 従業員支援、地域貢献で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- (3) 取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。
(該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- (4) 一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。
- (5) 審査は、<書類審査(一次審査)>と<ヒアリング審査(二次審査)>に区分されます。
(書類審査において一定の基準を満たさない場合は、ヒアリング審査対象外となります。)

子育て支援に関する理念・方針

子育て支援企業に応募した動機、子育て支援に対する思い

子育て支援に関する独自の取り組み等 ※別紙2、3に記入する取り組みを除く

裏面に続く→

(1)従業員情報								
年齢構成	企業全体		10代	20代	30代	40代	50代	60代
		男性	人	人	人	人	人	人
	女性	人	人	人	人	人	人	人
	市内の事業所		10代	20代	30代	40代	50代	60代
			人	人	人	人	人	人
			人	人	人	人	人	人
18歳未満の子どもがいる従業員数			企業全体(男性)	人			企業全体(女性)	人
			市内の事業所(男性)	人			市内の事業所(女性)	人

(2)勤務形態情報					
		企業全体		市内の事業所	
短時間勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
フレックスタイム制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
時差勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
テレワーク、在宅勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		

(3)休暇等制度情報((3)については、可能な限り過去3年間の情報をご記入ください。)							
		昨年		2年前		3年前	
		企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所
育児休業取得率	男性	%	%	%	%	%	%
	女性	%	%	%	%	%	%
1人あたりの平均所定外労働時間(/月)	男性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	女性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
産前産後休暇取得率		%	%	%	%	%	%
男性の配偶者出産休暇取得率		%	%	%	%	%	%

(別紙1-2)子育て支援に関する理念・方針等<更新>

【事業所名称: _____】

《留意点(別紙1、2、3共通)》

必ずご確認ください。

- (1) おおむね過去3年間の取り組みを記入してください。
- (2) 従業員支援、地域貢献で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- (3) 取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。
(該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- (4) 一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。
- (5) 表彰審査の希望について下記希望欄にてお答えください。
- (6) 審査は、原則として書類審査のみですが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

子育て支援に関する理念・方針

前回申請時以降の新たな取り組みや改善した取り組み ※経緯や理由等も併せて記入してください

前回申請時以降、行っていない取り組み ※経緯や理由等も併せて記入してください

表彰審査の希望

表彰審査を希望します 表彰審査を希望しません

【表彰審査を希望した企業は、表彰に向けたアピールポイントをお書きください】

裏面に続く→

(1)従業員情報								
年齢構成	企業全体		10代	20代	30代	40代	50代	60代
		男性	人	人	人	人	人	人
	女性	人	人	人	人	人	人	
	市内の事業所		10代	20代	30代	40代	50代	60代
		男性	人	人	人	人	人	人
	女性	人	人	人	人	人	人	
18歳未満の子どもがいる従業員数			企業全体(男性)	人			企業全体(女性)	人
			市内の事業所(男性)	人		市内の事業所(女性)	人	

(2)勤務形態情報					
		企業全体		市内の事業所	
短時間勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
フレックスタイム制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
時差勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
テレワーク、在宅勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		

(3)休暇等制度情報((3)については、可能な限り過去3年間の情報をご記入ください。)							
		昨年		2年前		3年前	
		企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所
育児休業取得率	男性	%	%	%	%	%	%
	女性	%	%	%	%	%	%
1人あたりの平均所定外労働時間(/月)	男性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	女性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
産前産後休暇取得率		%	%	%	%	%	%
男性の配偶者出産休暇取得率		%	%	%	%	%	%

(別紙2)子育て支援に関する取組項目及び配点<新規・更新>

【事業所名称: _____】

取組分野	取組項目	該当に○	配点	
				中小企業 加算※
従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 従業員支援 (配点50点)	(1) 両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している		2	—
	(2) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) (制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること) ・育児休業(休業後は原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている場合に限る) ・産前・産後休暇 ・子の看護休暇		6	2 ※左記の1つ 以上に該当 する場合
	(3) 次のいずれか又は全ての制度が利用できる(各2点) (制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること) ・法定を超える短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げによる勤務(時差勤務) ・テレワーク、在宅勤務制度		8	2 ※左記の1つ 以上に該当 する場合
	(4) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) (制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること) ・所定外労働の制限 ・法定時間外労働の制限 ・深夜業の制限		6	2 ※左記の1つ 以上に該当 する場合
	(5) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている		2	—
	(6) 時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している		2	—
	(7) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している		2	2
	(8) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している		2	—
	(9) 男性の育児参加を促進する制度や取り組みを実施している(年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く)		2	—
	(10) 過去3年間に男性の育児休業の取得実績がある		2	2
	(11) 子育て支援出前講座(名古屋市子ども青少年局)を受講している又は親学推進協力企業(名古屋市教育委員会)に登録している		2	—
	(12) 妊娠前から出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある(制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること)		2	—
	(13) 上記(1)~(12)以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠前から出産・育児に関する制度がある		2	—
	地域での企業活動や 子育て活動との 協働による支援 地域貢献 (配点41点) *名古屋市内での 取り組みや名古屋 市民を対象にした 取り組みに限る	(1) 子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している		3
(2) なごや未来っ子応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している			3	—
(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある			3	—
(4) 赤ちゃんの駅として登録している			2	—
(5) マタニティマークを表示している			2	—
(6) 子ども向けホームページやパンフレット等を作成している			3	—
(7) こども110番の家に協力している			3	—
(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(部屋、駐車場等)を提供している			3	—
(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している			3	—
(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している			3	—
(11) インターシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている			3	—
(12) 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している			3	—
(13) 行政との協働による子育て支援事業(子育て支援に関する講演会、シンポジウム等)を実施(協力)している			3	—
(14) 企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的に実施している			2	—
(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的に実施している			2	—
その他 {他制度における 取り組み等 (配点9点)}	(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(くるみん認定・トライくるみん認定)を受けている		2	—
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている		2	—
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している(従業員100人以下の企業に限る)		5	—

※中小企業加算は、従業員300人以下の企業が対象です。

《留意事項》

- ◆おおよそ過去3年間の取り組みを記入してください。
- ◆従業員支援、地域貢献の各項目で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- ◆取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。(該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。

別紙(3)子育て支援に関する取組内容等<新規・更新>

別紙(2)において該当に○をした項目について、具体的な取組内容、制度をご記入ください。

取組分野	取組項目	具体的な取組内容、制度
従業員支援	(1) 両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	
	法定を超える育児休業	
	(2) 法定を超える産前・産後休暇	
	法定を超える子の看護休暇	
	法定を超える短時間勤務制度	
	フレックスタイム制度	
	(3) 時差勤務制度	
	テレワーク、在宅勤務制度	
	法定を超える所定外労働の制限	
	(4) 法定を超える法定時間外労働の制限	
	法定を超える深夜業の制限	
	(5) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	
	(6) 時間単位年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	
(7) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している		
(8) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している		
(9) 男性の育児参加を促進する制度や取り組みを実施している		
(10) 過去3年間に男性の育児休業の取得実績がある		
(11) 子育て支援出前講座を受講している又は親学推進協力企業に登録している		
(12) 妊娠前から出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある		
(13) 上記(1)～(12)以外で、不妊治療休暇など、独自の出産・育児に関する制度がある		

※従業員支援(2)、(4)の「具体的な取組内容、制度」は、就業規則・育児介護休業規程等の該当ページ数と、法定を超える部分をご記入ください。

取組分野	取組項目	具体的な取組内容、制度
地域貢献	(1) 子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	
	(2) なごや未来っ子応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している	
	(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	
	(4) 赤ちゃんの駅として登録している	
	(5) マタニティマークを表示している	
	(6) 子ども向けホームページやパンフレット等を作成している	
	(7) こども110番の家に協力している	
	(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(部屋、駐車場等)を提供している	
	(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している	
	(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	
	(11) インターンシップの受入れを通して地域の人材育成を図っている	
	(12) 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	
	(13) 行政との協働による子育て支援事業を実施(協力)している	
	(14) 企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的実施している	
	(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的実施している	
その他	(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(くるみん認定・トライくるみん認定)を受けている	
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている	
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している(従業員100人以下の企業に限る)	

※「地域貢献」については、名古屋市内での取り組みや名古屋市民を対象にした取り組みに限ります。

(第2号様式)



備考

デザインの色はイエロー (Y) 100%・マゼンタ (M) 100%とする。ただし、必要に応じて単色とすることができる。

(第3号様式)

認定マーク使用届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(団体の場合は、所在地、名称及び届出者の氏名)

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、認定マークの使用について、次のとおり届け出ます。

子育て支援企業 認定番号	認定番号 第 号
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用方法	
使用目的	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(第4号様式)

子育て支援企業申請事項(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

フリガナ
氏 名

生 年 月 日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により、子育て支援企業の申請事項について、次のとおり届け出ます。

子育て支援企業 認定番号	認定番号 第 号
区分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 廃 止
変更・廃止年月日	年 月 日
変更した 申請事項	変更前
	変更後
変更・廃止の理由	

注 「区分」の欄中該当する□にレを記入してください。

※ 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第3条第2項の規定に該当するときは、子育て支援企業として認定しません。また、認定決定後にその旨が判明したときは、認定を取消します。

※ 上記要綱第3条第2項第4号の事由を確認する必要がある場合には、届出者の欄に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。